府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　（略） 2　（略） 3　連携事業計画（事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第一項第二号ロ①(1)(イ)（注３）①に規定する連携事業計画をいう。以下この項において同じ。）を含むエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、当該連携事業計画に係る特定大企業等（同号ロ①(1)(イ)に規定する特定大企業等をいう。）とその連携事業者（同号ロ①(1)(イ)（注３）に規定する連携事業者をいう。）との間の当該連携事業計画に係る合意及びその内容を明らかにする書類その他の当該連携事業計画における取組が連携事業（同号ロ①(1)(イ)（注３）に規定する連携事業をいう。）に該当することを明らかにする書類を添付しなければならない。 4　主務大臣は、認定申請書及び前二項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の二十二第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 5・6　（略） （事業再編計画の認定の申請） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等（特定剰余金配当の配当財産とする株式を発行した関係事業者又は外国関係法人（配当財産が持分又は株式若しくは持分に類似するものである場合にあっては、当該持分又は株式若しくは持分に類似するものを交付した	（事業適応計画の認定の申請） **第十一条の二**　（略） 2　（略） （新設） 3　主務大臣は、認定申請書及び前項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の二十二第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。 4・5　（略） （事業再編計画の認定の申請） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　特定剰余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」という。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。